

病児・病後児保育事業のご案内

保育施設等に通所しており、病期中又は病気の回復期にあり集団保育が困難なお子さんを、専用の設備を備えた保育室で一時的にお預かりして保育を行います。

なお、病状によっては受け入れができない場合があります。詳細については各施設にお問い合わせください。

1 対象児童

次の要件を満たしている児童

- ① 原則として小金井市在住の小学校就学前までの児童
- ② 病中又は病気の回復期にあつて安静の確保に配慮する必要があるため、集団保育が困難な児童
- ③ 児童の保護者の勤務等の都合で家庭での保育が困難な児童

2 実施施設

施設名称	所在地/連絡先	対応事業	保育時間 ※1	定員	利用料(共通) ※2
くるみ保育室	梶野町4-20-3 0422-38-7669	病後児 保育	月～金曜日 8:30～17:00	4人/日	1日(8時間まで) =4,000円 半日(4時間まで) =2,000円
桜町病院病児病後 児保育室 さくらんぼ保育室	桜町1-2-20 042-383-4111 (桜町病院代表)	病児・ 病後児 保育	月～金曜日 9:00～17:45	4人/日	8時間を超える場合 =15分毎に500円

※1：土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は、休園です。

※2：生活保護世帯又は住民税非課税世帯は、別途手続きを行うことで利用料が無料になります。

利用手続(利用までの流れ)

◆事前登録◆

- 施設を利用するには事前登録が必要です。
- 利用を希望する方は、利用を希望する施設に「病児・病後児保育事業利用登録申込書」・「同意書」を提出してください。
- 事前登録に必要な書類は小金井市保育課窓口及び各病児・病後児保育室にて配布しております。また、市ホームページからダウンロードもできます。

◆利用予約◆

- 原則として利用希望日の前日までに保護者が実施施設に電話連絡し、予約してください。
- 当日の予約の場合でも、空き状況によっては受け入れが可能な場合があります。施設にご確認ください。

◆医療機関の受診◆

- 事前にかかりつけ医等を受診し、「病児・病後児保育事業診療情報提供書」の交付を受けてください。
- 診療情報提供書の交付は有料(保険診療扱い)です。

◆病児保育利用◆

利用料無料のための手続

- 生活保護世帯又は住民税非課税世帯の方は、利用料が無料になります。
- 無料になるためには、別途手続きが必要です。「利用料区分確認申請書」にご記入の上、事前に施設に提出し、利用料区分が無料であることの確認を受けてください。

●病児・病後児保育事業に関する問い合わせ先

小金井市子ども家庭部保育課(市役所第二庁舎3階) 電話042-387-9846